

佐賀県告示第 50 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 5 年 3 月 11 日から施行する。

令和 5 年 3 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「CHILL weed time」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「ORGASM BURST」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Bitch vaginal KEEP OUT（販売名が Bitch vaginal であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「CRAZY CYBER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「FANKY JUICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「G-ZERO 1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「THE THIRD ONE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Ultra Beast PLATINUM」と表示のある

る製品であって、その内容物が液体のもの

(10) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオ クラック」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(11) 次の写真に示すとおり、被包に「PRINCESS BOMBER 2ND（販売名がプリンセス ボンバー 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(12) 次の写真に示すとおり、被包に「極丸アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(13) 次の写真に示すとおり、被包に「潮吹きラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(14) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(15) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE Stryker 7」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため